

議第132号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

- (1) まちづくりセンター（呉市昭和まちづくりセンター及び呉市昭和東まちづくりセンター）
- (2) スポーツ施設（呉市昭和テニス場及び呉市昭和体育館）

2 指定管理者

呉市焼山中央2丁目8番12号

一般社団法人くれ・昭和みらい共創

代表理事 梶山 俊二

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（提案理由）

呉市昭和まちづくりセンターほか3施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。